

国際協力銀行御中

2007年12月4日

国際環境 NGO FoE Japan
開発金融と環境プログラム 神崎・清水

**「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る
実施状況確認調査報告書に関する質問**

カテゴリ分類

- カテゴリ C に分類された案件のうち、「追加設備投資を伴わない権益取得」は何件あるか。そのうち、プロジェクト全体については「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に該当する案件は何件あるか。
- カテゴリ B に分類された案件のうち、「既存設備のメンテナンスプロジェクト」「拡張を伴わないリハビリ」「追加設備投資を伴わない権益取得」はそれぞれ何件あるか。そのうち、プロジェクト全体については「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に該当する案件は何件あるか。
- カテゴリ FI のうち、後日カテゴリ A に分類されるようなプロジェクトにその資金が使われていることはないのか。
- カテゴリ分類をした後に、新たな環境影響が判明したなどの理由で、カテゴリ分類に変更が生じた案件があるか。あるとすれば何件か。
- カテゴリ A の 30 件を除く 585 件のうち、カテゴリ B, C, FI 案件はそれぞれ何件か。
- カテゴリ分類連絡表とはどのようなものか。

環境レビュー

- JBIC が環境レビューを実施するときの具体的な内部のプロセスをお聞きしたい。
- ガイドラインには、「必要に応じ」実査等行くとされていますが、カテゴリ A 案件 30 件のうち、実査は行ったのは何件か。
- カテゴリ A 案件で実査に赴いた時の現地での調査方法・項目をお聞きしたい。
- カテゴリ A 案件の環境レビューにあたって、JBIC は環境アセスメント報告書及び住民移転計画書以外の書類を受け取っているか。何件についてどのような書類を受け取っているか。
- カテゴリ A の EIA は、「2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書」の原則をどれほど満たすものだったか。(例えば、公開の言語、閲覧やコピーの取得等、どの程度実施されていたか。)
- RAP が作成されていない 11 案件について、JBIC が確認した住民移転に係る必要事項というのは具体的に何か。

情報公開

- 「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」の掲載は、平均的に言って、JBIC が借入人からの正式な融資要請を受けてから何日後か。またスクリーニング終了後、ウェブ掲載までにかかった日数はどのくらいか。
- スクリーニング情報の公開について、FAQ58の回答において、「45 日程度は公開が可能となるよう努力して参りたい」としているが、平均的に、実際には何日程度だったのか。
- EIA 以外に、JBIC が入手した主要な文書を全て教えていただきたい。また、いくつかの案件について、それらの各文書を入手したのか。

意思決定・融資契約等への反映

- 2003 年 10 月～2007 年 3 月末までに承諾された国際金融等業務の出融資案件 615 件のうち、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施を行ったことがあるのか。あるとすれば、何件で、どのような場合か。

モニタリング実施状況

- JBIC が借入人に求めているモニタリング報告とは、文書によるものか。(報告書の様式を成しているのか。)
- JBIC によるモニタリングの実施方法は、借入人によるモニタリング報告の受領のみか。案件によっては、実査もするのではないかと思うが、カテゴリ A 案件30件のうち、実査をしている案件は何件あるか。
- モニタリングレポートの提出の「適切な時期」、またモニタリングを実施する「一定期間」とは、具体的にいつの時期・期間をさすのか。
- カテゴリFIに分類されたプロジェクトは、ガイドライン上はモニタリングしないことになっていますが、JBIC は、カテゴリFIについては全くモニタリングしていないのですか。
- モニタリングの報告義務が融資契約などに記載されていたことが確認されているが、実際のモニタリング報告はどの程度の頻度で受け取っているのか。また、これまで全てカテゴリ A 案件のモニタリング報告が滞りなくモニタリング報告を受けているのか。
- モニタリング報告を受け取った後の JBIC の対応についてお聞きしたい。

住民移転

- JBIC では「大規模住民移転」「小規模住民移転」をどのように定義しているのか。
- 環境レビューにおいて、JBIC は、住民移転の際の補償措置について、どのように確認しているのか。
- JBIC では、環境レビューにおいてRAPを審査する際、RAPにおいてどのような点がクリアしなければいけないと考えているか。また、内部でその基準やポイントなどを記した文書はあるのか。存在する場合、それは公開できないのか。
- 調査対象案件について、移転住民の生活水準、収入機会、生産水準の改善もしくは回復の実際の状況はどうだったのか。

- 調査対象案件における、ガイドライン13頁(非自発的住民移転)の第3パラグラフの実施状況(影響を受ける人々やコミュニティの非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係わる参加の促進状況)をお聞きしたい。

少数民族・先住民族

- 該当案件において、先住民族に対して、十分な情報に基づいた合意が得られていたかどうかをお尋ねしたい。

プロジェクト実施主体者によるモニタリング

- モニタリング結果の現地での公開状況をお聞きしたい。
- 影響を受ける人々やコミュニティのモニタリングへの参加の状況をお聞きしたい。
- 14頁(モニタリング)第4パラグラフ:ステークホルダーの参加の、問題解決に向けた手順の合意の実施状況についてお尋ねしたい。

その他

- ガイドライン第1部(3)第2パラグラフ:ステークホルダーからの情報の活用状況をお聞きしたい。
- 同第3パラグラフ:環境社会配慮確認に要する情報:協調融資プロジェクトの場合の、他の金融機関等との環境社会配慮に関する情報交換をどのように、どの程度行ったのかをお聞きしたい。
- 同第4パラグラフ:ステークホルダーの関与状況の確認の実施状況をお聞きしたい。
- 同第5パラグラフ:外部専門家等の意見の活用状況をお聞きしたい。
- 第二部で求められている要件のうち、調査報告書に含まれていないものについての、実施確認状況はどうだったのかをお聞きしたい。具体的には、以下のとおり。
 - ・ (基本的事項)早期段階における代替案や緩和策の検討及び、その結果がどの程度プロジェクトに反映されていたのか。
 - ・ (基本的事項)異論の多いプロジェクトにおける専門家等による委員会が設置された案件がいくつあるか。またその意見はどのように扱われたのか。
 - ・ (検討する影響のスコープ)調査対象案件のうち、各案件における影響検討の範囲はどのようになっていたのか。
 - ・ (社会的合意及び社会影響)地元住民等のステークホルダーとの協議の結果が、どのようにプロジェクトに反映されたのか。

以上



Japan Center for a Sustainable Environment and Society

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

Phone: 03-3556-7323/7325 Fax: 03-3556-7328

E-mail:jacsces@jacsces.org URL:http://www.jacsces.org

2007 年 12 月 4 日

国際協力銀行御中

「環境・持続社会」研究センター

田辺 有輝

「環境社会配慮のための国際協力ガイドライン」に係る

実施状況確認調査報告書に対する質問

「環境社会配慮のための国際協力ガイドライン（以下、ガイドライン）」に係る実施状況確認調査報告書（以下、報告書）に対し、以下の通り質問する。

- ・ ガイドライン「第1部の3の(3)」に基づいて、プロジェクト予定サイトへの実査が行われた事例があれば、その調査手法、結果を具体的に教えて頂きたい。
- ・ ガイドライン「第1部の5の(1)」に基づいて、第三者の求めに応じてガイドラインに具体的に記載されている情報以外の環境社会配慮に関する情報の提供が行われた事例があれば、その情報（文書のタイプ等）を教えて頂きたい。
- ・ 報告書「4.2.3. 環境レビュー実施状況」の「(3) 調査結果」の において、住民移転計画書を作成していない案件について「住民移転に係る必要事項」を確認した旨が記載されているが、この必要事項とは何か。また、本案件がガイドラインを遵守していると判断した理由を教えて頂きたい。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 住民移転」において、住民移転の有無のみが評価の対象となっているが、住民移転を伴わない生計手段の喪失を伴った案件数、各案件での被影響住民数、実際に行った（または予定されている）対策とその結果を教えて頂きたい。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する6案件のうち、移転住民規模が明らかになっていない5案件の移転住民数を教えて頂きたい。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する6案件のうち、2案件は住民との合意済みで、1案件は個別交渉実施予定であることが記載されているが、残り3案件に関する合意の有無を教えて頂きたい。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する6案件のうち、2案件は補償が支払われたことが記載されている。この2案件において、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」したことをJBICはどのように確認されたのか。また他4案件において、上記要件が確保できることをどのように確認したのか。

- ・ 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する 6 案件について、補償の有無（計画も含め）は明らかになっているが、補償以外の支援策についての記載はない。どのような対策を行ったのか。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 少数民族・先住民族」に該当する 2 案件について、それぞれ、影響を受ける先住民族の規模を教えてください。
- ・ 報告書「5.1.3.1. 少数民族・先住民族」に該当する 2 案件について、ガイドライン上は「十分な情報に基づいて先住民の合意を得られるよう努める」ことが要件となっているが、協議の実施状況及び合意の有無について教えてください。
- ・ 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、ステークホルダーへの説明を行っていない案件が 1 件あることが記載されているが、ガイドラインを遵守していると JBIC が判断した理由を教えてください。
- ・ 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、ガイドライン上は環境影響評価項目選定時ドラフトと作成時に開催することが望ましいと規定しているが、各案件でこれらの段階で開催されたかどうかを確認しているか。また、確認している場合は、実際にこれらの段階で開催された案件を教えてください。
- ・ 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、現地での EIA の公開を行っていない案件が 3 件あると記載されているが、ガイドラインを遵守していると JBIC が判断した理由を明らかにされたい。これに関し第 1 回コンサルテーション会合において JBIC 担当者から「現地法において EIA の公開が禁止されている」との説明があったが、現地法において EIA の公開が禁止されている国名を教えてください。



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: <http://www.mekongwatch.org>

2007 年 12 月 3 日

国際協力銀行金融業務部御中

『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る
実施状況確認調査報告書』に対する質問

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
事務局長 福田健治

『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査報告書』
について、以下の質問を提出させていただきます。なお、時間的・労力的制約が存在する
場合には、下線部について優先的にご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査の手法

本調査の「1. 調査の目的」によれば、本調査はガイドライン改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成することを目的としている。今後の改訂作業のための基礎資料とするためには、ガイドラインの目的である(1)プロジェクト実施主体に対して適切な環境社会配慮の実施の促進、(2)JBICによる環境社会配慮確認における透明性・予測可能性・アカウントビリティの2点について、その達成状況を評価すべきであると考えられる。実際に多くの国際機関が、環境社会配慮に関するセーフガード政策改定にあたって、ステークホルダーの参加に基づき、各政策の効果や影響にまで踏み込んだ評価を実施している。JBICがガイドラインの効果・影響などの評価を行わず、「実施状況」の確認にとどめた理由は何か。借入人・プロジェクト実施主体者や、影響住民・NGOなどステークホルダーからの聞き取り調査を行わなかった理由は何か。

2. 調査されていない項目

本調査において調査対象となっていない下記のガイドラインの条項に関する実施状況について教えていただきたい。

- ・ 適切な環境社会配慮がなされないとして融資が行われなかった事例の有無(ガイドライン第1部3(5)、6)

- ・ カテゴリ FI における環境レビューの実施状況（ガイドライン第 1 部 4（3））
- ・ 第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的指摘があった場合における JBIC の対応状況（ガイドライン第 1 部 4（4）、ガイドライン第 1 部 5（1））
- ・ モニタリングにおいて、プロジェクト実施主体者の対応が不相当であるとして、JBIC 側の措置が検討された事例、その検討結果（同）
- ・ スクリーニング情報及び環境アセスメント報告書等の情報公開の期間（平均値、最短値）（ガイドライン第 1 部 5（2）、FAQ Q58）
- ・ 第 2 部の要件のうち、Phase2 調査に記載されていない以下の要件の遵守状況
 - 環境社会影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討（基本的事項、対策の検討）
 - 影響が重大なプロジェクトにおける専門家委員会等の設置（基本的事項）
 - 検討されるべき影響のスコープ（検討する影響のスコープ）
 - 影響の大きいプロジェクトにおける情報公開・協議の実施（社会的合意及び社会影響）
 - 社会的弱者に対する適切な配慮（社会的合意及び社会影響）
 - 非自発的住民移転及び生計手段の喪失を回避、最小化するための対策の検討（非自発的住民移転）
 - 住民移転に関する対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加の促進（非自発的住民移転）
 - 予測困難な影響に対する対策（モニタリング）
 - モニタリング結果のステークホルダーへの公開（モニタリング）
 - 第三者等からの指摘に基づく協議・問題解決の手順合意（モニタリング）
 - 環境アセスメント報告書の地域の人々が理解できる言語と様式による書面の作成（第 2 部 2）
 - 環境アセスメント報告書に関する協議の実施（第 2 部 2）
 - 環境アセスメント報告書への協議記録の添付（第 2 部 2 別表）

3. 調査内容に対する質問

本調査報告書の以下の記述について、詳細を教えてください。

- ・ RAPが作成されていなかったプロジェクト 1 件について、「住民移転に係る必要事項は環境レビュー時に確認済みであった」(p.12)とされているが、どのような情報に基づいて環境レビューを行ったのか。得られた情報は、通常のRAPと同程度のものではなかったのか。
- ・ カテゴリA案件 30 件中、3 件についてEIAが公開されていない。これら案件について、JBICはどのような理由でガイドラインを遵守していると判断したのか。

以上

2007年12月5日

国際協力銀行金融業務部御中

『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査』
に対する質問について

財団法人 地球・人間環境フォーラム

満田夏花

mitsuta@gef.or.jp

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-43-16 成田ビル 3F

TEL.03-3813-9735 FAX.03-3813-9737

下記の質問を提出いたしますので、ご査収下さい。

(調査手法について)

1. 本調査実施に当たっては委託・委嘱などによりコンサルタント等外部機関への発注をされましたでしょうか。その場合、下記についてご教示ください(調査実施機関(者)または補助機関は調査実施手法の一つとして貴重な情報であるため)。
 - ・ 調査に従事したコンサルタントの会社名
 - ・ 調査実施者氏名
 - ・ 調査項目
 - ・ 調査期間、M/M

2. 本調査実施にあたり、スクリーニング・フォームの確認、カテゴリ分類の確認などの文書確認は行ったとのことですが、国際協力銀行の審査および融資判断の重要な根拠となる、環境審査室作成文書(環境所見など)や環境チェックリストの作成状況、記載内容についての確認は行ったのでしょうか。また(文書記載漏れなどの確認以外に)環境審査室や外部コンサルタントに対して、個別案件の審査方法、確認事項、合意事項などに関するヒアリングを行ったのでしょうか。

(カテゴリ分類)

3. 環境チェック・レポートによれば、鉱山セクターであるのにカテゴリ B または C とされているなど、カテゴリ分類が適切なのかと思われる案件も散見されます。前回のコンサルテーション会合では「カテゴリ分類は概ね妥当であった」というようなご説明であったと記憶していますが、本調査内においてはカテゴリ分類の妥当性に関する評価はされたのでしょうか。

(非自発的住民移転について)

4. (p.12)「カテゴリ A 案件 30 件のうち、大規模非自発的住民移転を生じる案件は 4 件」と書かれていますが、「大規模住民移転」の定義をご教示ください。
5. (p.12) 大規模非自発的住民移転を生じた 4 件の国別内訳をご教示ください。
6. (p.12) 本調査において、A 案件 30 件につき、用地取得により影響を受ける世帯数の把握はされていますか。その場合、各案件につきどの程度の影響世帯があったかご教示下さい。
7. (p.12) 残りの 26 件のうち、何らかの住民移転が生じた案件数をご教示ください。
8. (p.12)「残り 1 件については、現地法制度上、基本計画の作成を要求されていなかったため」とありますが、これはどの国ですか。
9. (p.12)「残り 1 件については、現地法制度上、基本計画の作成を要求されていなかったため」とありますが、基本計画の提出があった 4 件については、現地法制度上、基本計画の策定が規定されているのでしょうか。
10. (p.33、34)「小規模住民移転」の定義をご教示下さい。

(代替案の検討)

11. 環境ガイドライン上の規定では「プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない」とされています。今回の調査では代替案検討の審査時における確認についてはどのような評価を行ったのでしょうか。

(ステークホルダーとの協議の実施)

12. 環境ガイドライン上の規定で、「プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」とされているが、これについては、どのような評価を行ったのでしょうか。

13. (p.17) 3件について、JBICガイドライン遵守につき融資契約に盛り込まれたとのことですが、環境ガイドラインは、早期の段階からの情報公開に基づく協議とその結果のプロジェクト内容への反映を求めています。すなわち、融資契約後の対応ではすでに遅いと考えられますが、この規定についてはどのように担保されたのでしょうか。

(意思決定への反映)

14. 環境ガイドライン上の規定では、「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」とありますが、この規定に関する下記の評価についてご教示下さい。

14-1) 「適切な環境社会配慮が確保されない」と判断し、借入人を通じて、プロジェクト実施主体者に働きかけた案件はありますか。

14-2) 環境社会上の問題で、融資等を実施しなかったことはありますか。

(影響項目ごとの分析)

15. (p.30) 「覆土管理計画 (Cover Material Management Plan) を策定し、鉱山サイトにおける動物への影響を軽減する計画である」としているが、「覆土管理計画」とは何ですか。

(地域住民への説明、現地における情報公開)

16. 環境ガイドラインにおいては、EIAの公開に関して、「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。」とされています。p.38の「ステークホルダーへの説明」とはEIA作成時の協議と考えてよいのでしょうか。

17. (p.39) 「カテゴリ A 案件 (30 件) のうち、19 件は現地法制度に基づき、プロジェクト実施国において EIA が公開または公開される予定である」とされていますが、このうちの何件が「公開」されており、何件の公開が「予定」されているのでしょうか。

以上